

修復作業手順のご案内

- ① 情報記録媒体の修復作業に関する契約書（次ページ）をご確認下さい。情報記録媒体の送付はお客様のご負担にて弊社までお送りくださるようお願いいたします。
- ② お預かりしてから3営業日以内に情報記録媒体の障害状況を診断し、初期診断作業状況またはお見積もりを差上げます。
- ③ 初期診断の結果サーフェス/リードライトヘッドのクラッシュ（物理的破損）、不正な動作によるファイルの破壊等がありファイルの読み出しが出来ない（ファイル修復作業が不可）と判断されたとき、診断料は無料で情報記録媒体をお返しいたします。
- ④ 初期診断の結果ファイルの修復作業が可能な場合は修復作業可能なフォルダ名、ファイル数、容量 および 修復作業料等のお見積もりを差上げます。
- ⑤ 見積もりの内容をご了承頂ければ修復作業を開始いたします。
- ⑥ 了承いただけない場合は、診断料は無料で情報記録媒体をお返しいたします。
- ⑦ 修復作業は通常2日から4日間で終了いたします。
修復作業が終わるとメディア（USBメモリー、HDD等）にデータを書き込みます。
修復作業により生じた情報記録媒体への新たな障害については弊社は責任を負わないものと致します。情報記録媒体の内容については秘密を厳守いたします。
- ⑧ 情報記録媒体と修復作業されたデータ（USBメモリー、HDD等）をご返送いたします。
お支払いは原則として作業が終了し現品到着後に銀行振込でお願いいたします。

障害機器の送り先

〒223-0053 神奈川県横浜市港北区綱島西 6-17-7

株式会社 プロイト

データリカバリー事業部

TEL&FAX : 045-531-5444

情報記録媒体の修復作業に関する契約書

情報記録媒体のデータ修復にあたりお客様と株式会社 PROIT（以下当社という）は以下の条項に従って作業することを承認致します。

データ修復作業する情報記録媒体の製品名・型番

1. 守秘義務

当社は、お客様からお預かりした情報記録媒体に蓄積された、全ての情報・データに関し、完全に守秘することをお約束致します。

2. 情報記録媒体の所有権

お客様は、修復作業を依頼する情報記録媒体の合法的所有者又は代表者であり、情報記録媒体のデータ内容の合法的な所有権を有していることをお約束致します。

3. 責任

- ① お客様は、情報記録媒体を当社に送付する際の輸送中の事故に備え、保険および梱包は自己の責任に於いて行うことに同意していただきます。
- ② お客様は、当社によるデータ修復に当たって、データが完全に修復出来ない場合があることをデータ修復依頼時に予め了承していただきます。
- ③ お客様は、当社が修復に際して部品交換等の作業のため分解作業を行うことがあることに事前に同意していただきます。また、この作業の結果、本製品がメーカー保証の対象外になっても当社は一切責任を負わないものとします。
- ④ 当社は情報記録媒体の修復作業においては、機器等の偶発的な事故により情報記録媒体及びそのデータが破損する場合があります。この場合、当社は当該事故が故意又は過失によって生じた場合を除き当該事故に対する一切の責任を負わないものとします。
- ⑤ 当社は情報記録媒体を修復作業以外の用途に使用しないことをお約束いたします。
- ⑥ 当社は修復作業に際して発生した中間生産物(媒体、ワークファイル等)についても機密情報扱いとし、お客様が修復データを受領後、抹消指示をいただいた場合は即時に、ご指示の無い場合は2週間後にこれらの物件を破棄いたします。

お客様の 会社名および部署名 :

お客様のご住所 : 〒 -

.....
お客様のご連絡先 TEL : FAX :

.....
お客様のお名前 : 印

.....
令和 年 月 日

〒223-0053 神奈川県横浜市港北区綱島西 6-17-7

株式会社 プロイト

.....
データリカバリ事業部 印

.....
令和 年 月 日

本契約書に同意いただきましたお客様は上部に署名捺印の上、情報記録媒体と共に当社（プロイト） データリカバリ事業部宛にお送り下さい。

